

東根市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長が生活排水による公共水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上と生活環境の保全を図るために、合併処理浄化槽の設置等に要する経費に対し、東根市補助金交付規則（昭和31年規則第2号。以下「規則」という。）及び、この要綱の定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であつて、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上で放流水のBOD20mg/l（日間平均値）以下の性能を有するとともに、平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用する10人槽以下の合併処理浄化槽をいう。
- (3) 浄化槽設備士 浄化槽法第42条第1項各号に該当することとなった者、又は浄化槽法附則第7条に該当することとなった者で、浄化槽設備士免状の交付を受けた者をいう。
- (4) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (5) くみ取り槽 し尿を貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取る方式の便槽を含む。）をいう。
- (6) 浄化槽新設事業 住宅の新築に伴い、合併処理浄化槽を設置する事業（同一敷地内において、単独処理浄化槽等を設置した建築物を取り壊した後に、新たに建築した建築物に合併処理浄化槽を設置する事業を除く。）をいう。
- (7) 浄化槽転換事業 既存単独処理浄化槽又はくみ取り槽（以下「単独処理浄化槽等」という。）から合併処理浄化槽へ転換するための事業（同一敷地内において単独処理浄化槽等を設置した建築物を取り壊した後に新たに建築した建築物に合併処理浄化槽を設置する事業（以下「建替え事業」という。）を含む。）をいう。
- (8) 浄化槽更新事業 既存合併処理浄化槽の故障等に伴い、既存合併処理浄化槽を撤去し、新たに合併処理浄化槽を設置する事業をいう。ただし、対象の既存合併処理浄化槽とは、設置後

20年を経過したものをいい、設置後20年を経過していない場合は、市長が認めるものに限る。

(9) 浄化槽設置工事費の額 浄化槽法第29条第3項に基づき、浄化槽整備士が実地に監督し行う個人設置型浄化槽転換事業に係る合併処理浄化槽設置工事（以下「浄化槽設置工事」という。）のうち、浄化槽設置工事（配管工事等を除く。）に要する設計費、本工事費及び工事監理費の額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）をいう。

(10) 宅内配管工事費の額 浄化槽法第29条第3項に基づき、浄化槽整備士が実地に監督し行う浄化槽設置工事のうち、宅内配管工事に要する設計費、本工事費（宅内配管として合併処理浄化槽への流入管、升の設置及び放流先までの放流管の工事）及び工事監理費の額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）をいう。

(11) 整備促進地域 東根市区長設置規則（昭和31年規則第1号）別表に定める東郷地区及び高崎地区をいう。

（補助対象地域）

第3条 補助金の交付の対象となる地域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域を除いた地域とする。

（交付対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、当該事業年度に、自ら居住するための住宅（併用住宅を含む。）に合併処理浄化槽を設置し、設置完了後1年以内に使用を開始できる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、交付対象者としな

(1) 浄化槽法第5条第1項に規定する届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者

(2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの

(3) 市税等滞納者

（補助交付額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、別表に定める補助基準額に加算項目を加算した額を補助限度額とし、補助金の額の算定に当たっては、加算項目ごとに千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(1) 浄化槽新設事業又は浄化槽転換事業 補助限度額と浄化槽設置工事費の額のいずれか低い額

(2) 浄化槽更新事業 補助限度額と浄化槽設置工事費の額の10分の9に相当する額のいずれか

低い額

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第2条に規定する東根市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に規定する届出書の写し又は同条同項ただし書きの規定による建築基準法に基づく確認申請のし尿浄化槽設置調書の写し及びそれに添付する書類一式。ただし、既に原本を提出している場合は、不要とする。
- (2) 浄化槽法第7条及び第11条に規定する設置後等の法定検査申込書の写し
- (3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (4) 浄化槽設置工事見積書（配管工事を含めた屋外工事明細書）
- (5) 使用予定者名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請内容に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い適当と認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、東根市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件等)

第8条 規則第4条に規定する変更は、交付金額にかかる申請内容の変更とする。

- 2 前条の補助金交付決定通知書を受けた者（以下「決定者」という。）は、前項の変更をしようとするときは、規則第4条に規定する計画変更承認申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 決定者は、予定の期間内に事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告書)

第9条 決定者は、事業が完了したときは、工事完了後30日を経過する日又は交付決定に係る年度の3月10日のいずれか早い日までに東根市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金実績報告書（様式第3号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し（決定者自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことが出来ることを証明する書類）

- (2) 浄化槽設置工事費精算書及び施工の記録写真
 - (3) 浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽法定検査契約書等の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (施工確認)

第10条 市長は、事業を適正に執行するため、設置工事の状況を施工の現場において確認することができる。

(完了検査)

第11条 市長は、完了確認のため、実績報告書の受理日から14日以内に完了検査を行うものとする。

(補助金の確定)

第12条 市長は、第9条の規定による報告があったときは、報告書等の審査及び完了検査等を行い、その報告を適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、東根市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付額確定通知書（様式第4号）により交付対象者に通知する。

(補助金の交付の取消し)

第13条 市長は、規則第8条に定めるもののほか決定者が浄化槽の維持管理を適正に行わないときは、補助金の額の確定又は交付があった後においても補助金の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月26日告示第12号）

この要綱は、平成5年4月1日から施行し、平成5年度の補助金から適用する。

附 則（平成6年7月18日告示第28—1号）

この要綱は、平成6年4月1日から施行し、平成6年度の補助金から適用する。

附 則（平成12年5月24日告示第34号）

この告示は、平成12年度から適用する。

附 則（平成18年6月9日告示第50号）

この告示は、公示の日から施行し、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月27日告示第62号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年 4 月 1 日告示第35号）

この告示は、公示の日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則（平成21年 3 月 9 日告示第16号）

この告示は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 4 月 1 日告示第 8 号）

この告示は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 2 月 5 日告示第 5 号）

この告示は、平成30年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成31年 3 月29日告示第35号）

この告示は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日告示第50号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 6 日告示第17号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月19日告示第29号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 4 月 1 日告示第91号の 4）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第 5 条関係）

1 浄化槽設置工事 補助基準額

人槽区分	限度額
5 人槽	414, 000円
6 ～ 7 人槽	474, 000円
8 ～10人槽	660, 000円

2 加算額

項目	対象事業	内容	加算額
転換工事加算	浄化槽転換事業	浄化槽転換事業を行 う世帯に属し、住民基 本台帳に記載又は登	1 人あたり 40, 000円

		録されている者	
		満15歳未満の者（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。）	1人あたり 60,000円
整備促進地域加算	浄化槽新設事業 浄化槽転換事業	整備促進地域において事業を実施する場合	150,000円
二次処理施設工事加算	浄化槽新設事業 浄化槽転換事業	整備促進地域において、放流先の確保が困難な場合で当該浄化槽設置工事に附帯して二次処理施設設置工事を行う場合	100,000円
放流ポンプ等工事加算	浄化槽新設事業 浄化槽転換事業	整備促進地域において当該浄化槽設置工事に附帯して放流ポンプ等設置工事を行う場合	50,000円
くみ取り槽等撤去工事加算	浄化槽転換事業	くみ取り槽及び単独浄化槽から合併浄化槽への転換に伴う便槽撤去工事を行う場合（ただし、浄化槽設置にあたり撤去が必要な場合であって同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限	くみ取り槽の撤去 120,000円 単独浄化槽の撤去 150,000円 ただし、加算額は、くみ取り槽等撤去工事費の額又は上記の金額のいずれか低い額を上限とする。

		る。)	
宅内配管工事加算	浄化槽転換事業 (ただし、建替え事業は除く。)	宅内配管として合併処理浄化槽への流入管、升の設置及び放流管、升の設置及び放流管、升の設置及び放流管の工事を行う場合	330,000円 ただし、加算額は、宅内配管工事費の額または上記の金額のいずれか低い額を上限とする。
合併処理浄化槽更新加算	浄化槽更新事業	既存合併処理浄化槽の故障等により合併処理浄化槽本体を更新する場合	5人槽 650,000円 6～7人槽 900,000円 8～10人槽 1,300,000円 ただし、加算額は、補助限度額が浄化槽設置工事費の額の10分の9に相当する額または上記の金額のいずれか低い額を上限とする。